

2024 年 7 月 26 日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T 株式会社

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害の被害を受けられた方々への 視聴料等の免除について【第 1～4 報】

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS など衛星放送事業に関わる 72 社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：滝山 正夫）とスカパー J S A T 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害により、7 月 25 日に災害救助法が適用された秋田県の 6 市 2 町 1 村、山形県の 6 市 5 町 3 村において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【秋田県】

横手市	(よこてし)
湯沢市	(ゆざわし)
由利本荘市	(ゆりほんじょうし)
大仙市	(だいせんし)
にかほ市	(にかほし)
仙北市	(せんぼくし)
仙北郡美郷町	(せんぼくぐんみさとちょう)
雄勝郡羽後町	(おがちぐんうごまち)
雄勝郡東成瀬村	(おがちぐんひがしなるせむら)

【山形県】

鶴岡市	(つるおかし)
酒田市	(さかたし)
新庄市	(しんじょうし)
寒河江市	(さがえし)
村山市	(むらやまし)
尾花沢市	(おばなざわし)
最上郡金山町	(もがみぐんかねやままち)
最上郡最上町	(もがみぐんもがみまち)
最上郡真室川町	(もがみぐんまむろがわまち)
最上郡大蔵村	(もがみぐんおおくらむら)
最上郡鮭川村	(もがみぐんさけがわむら)
最上郡戸沢村	(もがみぐんとざわむら)
東田川郡庄内町	(ひがしたがわぐんしょうないまち)
飽海郡遊佐町	(あくみぐんゆざまち)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発行手数料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上